

平成 29 年 6 月議会 教育委員会関係質問・答弁要旨

一 般 質 問

平成 29 年 6 月 21 日（水）

- 藤原議員（民主県民） P 1
- ・ 島根県水産練習船「神海丸」運航実態について

平成 29 年 6 月 22 日（木）

- 平谷議員（民主県民） P 3
- ・ 働き方改革について

平成 29 年 6 月 23 日（金）

- 角議員（民主県民） P 4
- ・ 新学習指導要領について
- ・ 通学路の安全確保について

- 高見議員（無会派） P 7
- ・ 地震対策について
- ・ 不妊治療を受けやすい社会づくりについて

平成 29 年 6 月 26 日（月）

- 森山議員（自民） P 8
- ・ 東京五輪に向けた選手育成について

- 白石議員（民主県民） P 8
- ・ 学校図書館活用教育の推進について
- ・ 準要保護児童生徒就学援助費支給時期について

- 遠藤議員（公明） P 10
- ・ 移住・定住外国人について

一 問 一 答 質 問

平成 29 年 6 月 27 日（火）

- 大国議員（共産） P 11
- ・ 全国学力テストに向けた学校での事前対策について

平成 29 年 6 月 28 日（水）

- 岩田議員（民主県民） P 14
- ・ 萩・石見空港の路線維持と石見振興について

- 小沢議員（自民） P 15
- ・ 水産業について

- 浅野議員（自民） P 15
- ・ 教育力向上対策について

平成二十九年六月定例会

一般質問

平成二十九年六月二十一日(水)

藤原議員(民主県民)

(問) 島根県水産練習船「神海丸」運航実態について

「神海丸」に乗船実習した生徒について、昨年度卒業し就職した者のうち、海に関係した就職先であった者の割合を浜田水産高校、隠岐水産高校別に伺う。

浜田水産高校、隠岐水産高校ごとに、別々の運航計画を立てるのか、乗船する生徒、教職員、乗組員の人数も含め、「神海丸」が年間どのような計画で運航されるのか伺う。

乗組員の欠員状況は、「神海丸」に限ったものであるのか、水産練習船の全国的な欠員状況について伺う。

運航中に有給休暇を取ることが難しいと思われるが、どのようにして有給休暇を取るしくみになっているのか伺う。

人事行政の専門的・第三者機関としての役割を担う立場から、「神海丸」の乗組員の給料や諸手当等の処遇改善について、所見を伺う。

(答) 教育長

神海丸に関します4点のご質問にお答えいたします。

まず、神海丸で実習し、海に関連した就職先に就いた卒業生の割合についてであります。

浜田水産高校と隠岐水産高校は、本県の基幹産業であります水産業を支える人材や、県内だけでなく我が国の海洋関連産業の発展に貢献できる人材を育成するため、船の運航について学ぶ航海系、船のエンジンについて学ぶ機関系、食品の製造管理について学ぶ食品系の3つの学科を

2つの水産高校共通して設置しております。このほか、隠岐水産高校では養殖や海洋環境について学ぶ栽培漁業系の学科も設置しております。このうち神海丸に乗船しますのは、航海系と機関系の2つの学科であります。この2つの学科における平成28年度卒業生の就職状況は、次のとおりでございます。

浜田水産高校の2つの学科の卒業生は、就職者13名のうち10名、率にして77%が、地元の水産業を中心に、海に関連する仕事に就いております。

隠岐水産高校の卒業生は、就職者17名のうち16名、94%が、海運業をはじめとする船舶関係に就職しております。

なお、両校には高校卒業後、航海・機関に関するより専門的な知識・技術を習得するための2年間の専攻科も設けております。この専攻科修了者については、両校ともに、海運業や、水産庁などの官公庁の船を中心に、全員が海に関係する仕事で活躍しております。

次に、神海丸の年間運航計画と、乗船者の内訳についてお答えを致します。

神海丸は、1学期2学期3学期、各学期に1回ずつの、年間で3回の航海実習のために運航しております。

このうち1学期は73日間の国内航海であり、北日本又は南日本を巡る航海実習とイカ釣り実習を行っております。この航海には両校の専攻科の1年生、2年生が乗船しております。

そして2学期は81日間の遠洋航海を行っております。マグロ延縄実習の後ハワイにも入港するもので、いずれか一方の水産高校の高校2年生が乗船しております。

そして3学期にも同様の72日間の遠洋航海があり、もう片方の水産高校の高校2年生が乗船しております。なお、この2回の遠洋航海のいずれにも、両校の専攻科1年生も乗船しております。

この遠洋航海は、海技士の資格取得の要件となる乗船履歴として算入されるものでありまして、高校生と専攻科生のいずれにとっても極めて

重要な教育課程となっております。

乗船者についての平成28年度実績であります。浜田水産高校の2年生24名が2学期の年1回、隠岐水産高校の2年生36名が3学期の年1回、そして専攻科については、両校の専攻科2年生21名が1学期のみの年1回、両校の専攻科1年生20名については1学期・2学期・3学期、年3回のすべてに乗船しております。

教職員は、1学期の国内航海には両校から各1名、2学期・3学期それぞれの遠洋航海では両校併せて3名が乗船しております。

そして、乗組員につきましては定員は24名としておりますが、2名の欠員がありましたため、22名で運航いたしました。

次に、全国の水産練習船の欠員状況についてお答えをいたします。

全国には36都道府県に46の水産高校があり、そのうち水産練習船を保有しているのは29都道府県、38校で合計29隻であります。このうち神海丸と同じように遠洋航海を行う実習船を保有するのは20県28校、合計18隻であります。その中で神海丸は総トン数で全国最大の水産練習船であります。

神海丸は、現在、甲板員2名と司厨員1名の計3名の欠員が生じており、司厨員の欠員については臨時船員を雇用して対応している状況にあります。

水産練習船を保有する全国29の都道府県のうち、昨年度は22の都道府県で採用試験を実施いたしました。必要人数を確保できなかったのはその半数でありました。

全国的に広く欠員が見られまして、乗組員確保に苦慮している厳しい状況にあります。

最後に、神海丸乗組員の有給休暇についてお答えいたします。

先程述べましたとおり、神海丸の乗組員は、1学期・2学期・3学期にそれぞれ1回ずつ、合計約8ヶ月間の航海を行っております。航海実習中は原則3交代制で勤務しており、病気などのやむを得ない場合を除

き、船上で休暇を取得することはありません。

その代わり、次の航海が始まるまでの間、連続して休めるよう、年次有給休暇や夏季休暇など、まとめて休暇を取得してもらっております。

平成29年度についてお答えを致しますと、航海日数が3回合計で226日、週休日、土・日であります。土日及び航海中の土日の振替日が合わせまして105日、国民の祝日及び年末年始が16日、夏季休暇が4日、以上を365日から差し引きしました、残り年間14日間を年次有給休暇として取り扱っております。

(答) 人事委員会委員長

神海丸乗組員の処遇改善についてのご質問にお答えいたします。

神海丸乗組員の採用試験においては、近年、合格者が採用予定数を下回るなど、新規採用者の確保について困難な状況が続いており、離職に伴う欠員も常態化しております。

このような中にあつて、教育委員会及び職員組合から人事委員会に対し、神海丸乗組員の処遇改善を求める要請があり、人事委員会としても乗組員の処遇について検討する必要があると考えているところであります。

県職員の給与については、地方公務員法により、その職務と責任に応ずるものでなければならず、国、他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給与との均衡も求められております。

そこで、現在、人事委員会におきましては、神海丸乗組員の勤務実態や責任、神海丸以外の海事職の勤務実態、国や他県の海事職の処遇の状況、民間の船舶乗組員の給与水準等について、調査を行っているところであり、この秋の人事委員会勧告を目的として、人事委員会として意見を取りまとめたいて考えているところであります。

一般質問

平成二十九年六月二十二日（木）

平谷議員（民主県民）

（問）働き方改革について

島根県における教員の超過勤務の状況とその状況に関する所感を伺う。
また、今後の教員の超過勤務時間の改善にどのように対応するのか伺う。

（答）教育長

教員の長時間勤務の状況とその改善に向けた対応についてのご質問に、お答えをいたします。

まず、教員の長時間勤務の状況について、平日と休日に分けてお答えをいたします。

平日については、平成28年3月に、県教育委員会が行った勤務実態調査の結果によりますと、「平日の1日あたりの時間外勤務が2時間以上3時間未満」と回答した教員が、小学校で36%、中学校で41%、高等学校で38%、特別支援学校で26%でありました。また「平日に3時間以上」と回答した教員が小学校で16%、中学校で22%、高等学校で23%、特別支援学校で8%でありました。

平日の時間外勤務の主な内容は、小学校と特別支援学校では、教材研究や校務分掌。中学校と高等学校では、これらに加え部活動が多くありました。

次に休日については、「休日に勤務をした日数が、1月あたり4日から5日」と回答した教員が、小学校で11%、中学校で25%、高等学校で20%、特別支援学校で3%でありました。「休日に1月あたり6日以上」と回答した教員が、小学校で4%、中学校で30%、高等学校で33%、特別支援学校で1%でありました。

休日の主な業務は、小学校と特別支援学校が教材研究や校務分掌、中学校と高等学校では3分の2が部活動と回答しております。

以上のように、勤務実態調査の結果から、多くの教員が、相当な長時間勤務を行っており、また多忙感を感じているという実態が判明しており、社会全体で働き方改革を進めようという機運が生まれてきた中で、教員の長時間勤務の縮減や、多忙・多忙感の解消をめざした取組を進めることは、従来にも増して重要な課題になってきていると認識しております。

一方、この問題は、教職員定数が制約される構造的要因の中で生じている面もあり、この点については、国への要望活動をはじめとして、教職員定数の改善に向け、引き続き粘り強く取り組んでいく必要があると考えております。

従いまして、教員の働き方改革を進めるためには、今述べました構造的要因にも留意しながら、まずは、「教職員のワーク・ライフ・バランスを図っていくことが大切であり、それが、島根の子どもたちに質の高い教育を提供する基盤になる」という基本認識を、県教育委員会・市町村教育委員会・学校の管理職の間で共有することからはじめる必要があると考えております。

この基本認識のもと、それぞれの学校の課題や実態に応じて、例えば、会議資料を事前に配布して目を通しておく、会議終了時間を徹底する、ノー時間外勤務デーや部活動休養日を設定する、校務分担の適正化を図るなど、個別具体的な業務改善に向けた地道な取組を、一つ一つ着実に積み重ねていくことが大切であると思います。

県立学校におきましては、寄宿舎舎監の一部嘱託化や、県への提出書類及び手続きを簡素化するなど、学校における事務負担の軽減に向け、教育委員会として新たな措置を講じることといたしました。また、部活動については、今後設置する予定の「部活動の在り方検討会」において、改善の方向性や運営体制、望ましい指導の在り方などについて協議し、関係者の合意形成を図って参りたい、このように考えております。

以上のように、構造的要因にも留意しながら、教育委員会や学校現場

の工夫によって実施できる地道な取組を、着実に積み重ねていきたいと考えております。以上でございます。

一般質問

平成二十九年六月二十三日（金）

角議員（民主県民）

（問）新学習指導要領について

今回の新学習指導要領改訂について、教育長はどのように受け止めているか伺う。

学校長及び教員の研修も重要となってくるが、現段階でどのような研修を行う予定か伺う。

新教育要領、新保育指針の実施に向けて、どのような研修を実施していく予定か伺う。

幼児教育指導を各市町村に任せるのではなく、県が主体となって指導員を確保し取り組むべきと考えるが所見を伺う。

現段階で小学校教諭の中で、外国語の教員免許を持つ教員はどのくらいいるのか伺う。

小学校における外国語教育のための教員等を確保していく必要があると考えるが、所見を伺う。

小学校での外国語科が創設されることによって、さらにネイティブな指導者が必要だと考えられるが、所見を伺う。

子どもたちにとって授業時間数が増え、新たな負担になるのではないかと心配するが、所見を伺う。

（問）通学路の安全確保について

危険から身を守るために地域の安全に関する教育はどのように行われているか伺う。

（答）教育長

9点のご質問にお答えをいたします。

まず、学習指導要領改訂に関する所感についてであります。

これまでの経緯を含めて、お答えをいたします。

平成18年の教育基本法改正に併せて一部改正された学校教育法において、学力の重要な要素が次の三つであるという考え方が示されました。一つは、基礎的・基本的な知識・技能。二つ目が、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等。そして三つ目が、主体的に学習に取り組む態度。この「学力の三要素」が法律上位置付けられたところであります。

これを受けて改訂された現行の学習指導要領は、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、そして知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、確かな学力を育成すること、さらに、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。これらを基本方針として作成されたものでございます。

そして、次期学習指導要領では、こうした学力観がより鮮明になるとともに、議員からご指摘のありました「社会に開かれた教育課程」が、キーワードとして強く打ち出されております。それは、これまで以上に「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有すること。それぞれの学校において、必要な学習内容を「どのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするか」ということを教育課程を通して明確にすること。その上で、学校と社会との連携・協働により、その実現を図っていくこと。こうした方向性が求められることとなります。

これは、変化の激しい社会の中で生き抜いていく力を児童生徒に身につけさせたい、という考え方に基づくものであり、望ましい方向性であると感じております。

なお、鳥根県におきましても「鳥根の子どもたちに身につけてもらい

「たい力」とは、これからの社会の中で生き抜いていく力、言い換えれば「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力」のことだと定義をいたしまして、市町村教育委員会や校長との意見交換等を通じて、この学力観についての基本認識の共有を図ってきたところであります。

まさに、次期学習指導要領と同じ学力観に立つて、同じ方向を目指しているものと考えております。

次に、次期学習指導要領の実施に向けた研修についてお答えします。

次期学習指導要領の実現するため、これからの教員には、教科の枠を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善が求められており、これまでに以上に「チーム学校」として組織的に取り組むことがますます重要になってまいります。

そのため、今月から小中学校の校長に対し、学習指導要領の理念を踏まえた取組を、学校現場でどのように実現していくかという視点で研修会を開催・実施しております。

また、教員に対しては、それぞれの教科などどう実現していくかという具体的な内容につきまして、今後研修会を企画・実施してまいります。

また、「カリキュラム・マネジメント」に関する研修については、昨年度、小学校の管理職及び学力育成を中心に行う教員を対象にした研修を実施いたしました。また、今年度は中学校の管理職及び総合的な学習を中心に行う教員を対象に、「総合的な学習の時間」を核にした「カリキュラム・マネジメント」の研修を実施しております。

さらに今年度、県内すべての小学校に指導主事が訪問し、校内研修を支援してまいります。

次に、「幼稚園教育要領の改正に伴う研修」についてお答えします。

今年度は、平成30年度より実施される新しい幼稚園教育要領の準備

期間であり、全公立幼稚園を対象とした説明会を実施致します。その際、保育教諭及び保育士等も参加できるように計画しております。

新しい幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領、そして保育所保育指針、この3つの要領・指針においては「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をはじめ、満3歳以上の幼児の教育のねらいや内容の統一が図られております。

これは、全ての幼児教育・保育施設での質の高い教育・保育の提供を考えてのことであり、今回の説明会も幼稚園をはじめ、県内の質の高い幼児教育に資する研修とする考えであります。

さらに、これらの研修の他、県教育委員会の幼児教育担当の指導主事が、公立幼稚園を設置する市などの要請に応じまして、出前講座を行い、新しい幼稚園教育要領の説明などを行うこととしております。

次に、「幼児教育に関する指導員」についてのご質問にお答えを致します。

幼稚園教諭の研修は、教育公務員特例法により、任命権者である市町村がその責任と権限において行うこととされております。公立幼稚園設置7市においてそれぞれ研修が実施されております。

このうち、松江市、出雲市、雲南市においては、研修を支援する幼児教育支援員がおかれております。

ただし、新規採用者の研修と、十年経験者研修につきましては、都道府県の教育委員会が研修を担うこととされております。

これに基づき、県は新規採用の幼稚園教諭に対する指導員の派遣、教育センターでの集合型研修などを行っております。

また、このほかにも各市などの要請に応じまして、県の指導主事を派遣し、研修を支援しております。

このような県と市町村の適切な役割分担のもとで研修の充実を図ってまいります。

次に、小学校教諭の英語教員免許所有率についてお答えをいたします。

今年度の県内市町村立小学校の教諭の数は全体で2,183名でありますが、そのうち外国語の教員免許を持った者は、121名であり、所有率は5.5%であります。これは、平成25年度調査による全国平均4.7%と比べますと、やや上回っております。

次に、小学校外国語教育のための教員等の確保についてお答えいたします。

次期学習指導要領においては、平成30年度から先行実施、平成32年度から全面实施の形で小学校3・4年では週1時間の外国語活動を実施することになります。この外国語活動では、教科書を用いず補助教材を活用し、数値等による評価は行いません。一方、小学校5・6年では、週2時間の外国語科を実施します。この外国語科は教科でありますので、教科書があり数値等による評価を行うこととされております。

また、その指導形態については、3・4年では、主に学級担任が、外国語指導助手、ALT等とペアになって指導する体制を活用すること、5・6年では、学級担任が英語の指導力に関する専門性を高めて指導することに加え、専科指導を行う教員を配置できる場合には、その活用を図るというような考え方が文部科学省から示されております。

こうした小学校における外国語教育の充実に向けた教員の研修については、国において、平成26年度から小学校教員対象の5日間の研修を実施してきております。本県からも毎年度2名程度参加しております。また、県内においても、平成27年度から各小学校において外国語教育の推進役の役割を担う教員を対象として毎年度100名を定員として3日間の研修を教育センターで実施してきております。

さらに教員の採用については、今年度から教員採用試験において、小学校教諭受験者に対し、英検等の資格を有することを選択に当たって考慮することとしたところであります。

こうした研修の充実や採用での工夫により、対応していきたいと考えております。

次に、外国語教育におけるネイティブの人材の必要性についてお答えをいたします。

外国語を学ぶ児童生徒にとって、ネイティブ・スピーカーと実際に対話しながら学習を進めることは効果的な取組であると考えております。

昨年6月の閣議決定においても、全ての小学校へALTなどの外部人材を全国合計で2万人以上配置するという方向性が示されたところであります。

本県では、現在各学校においてALTを活用した取組が行われておりますが、小学校における外国語教育の充実に伴い、ALT以外にも、例えば国際交流や観光振興などの観点から配置されているネイティブの人材なども、幅広く活用していくことが望まれると考えております。

次に、授業時間数の増加に伴う児童の負担についてのご質問にお答えいたします。

次期学習指導要領の実施に伴い、これまで小学校5・6年生で実施していた外国語活動が小学校3・4年生で始まり、小学校5・6年生は外国語科の学習が始まります。議員ご指摘のとおり、平成32年度以降、学習指導要領が全面实施になりますと年間35単位時間の増加となります。

それが子どもにとっての負担とならないよう、楽しく魅力的でより学習意欲を引き出すことができるような授業づくりを進めていくことが大切であると、このように考えております。

最後に、地域の安全に関する教育についてお答えします。

学校における安全教育については、閣議決定された「学校安全の推進に関する計画」に基づき、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を通じて、全ての学校において、安全教育の目標を位置付け、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施することが求められております。

内容面においては、生活安全、この中に防犯も含まれます。そして災害安全、さらに交通安全、この3つの領域で実施し、教科だけでなく、

学級活動や学校行事など、学校の教育活動全体を通じて行うこととされており。

学校現場では、安全教育の一環として、児童生徒の危険を予測したり、回避したりする力を育成するために、例えば、子どもたちと保護者や地域の方々が一緒になって地域に出かけ、実際に現場を見ることで、危険箇所を明示した安全マップを作成するなど、工夫をこらした取り組みが進められつつあります。以上でございます。

(再質問) 幼稚園と保育園の研修に関して、教育委員会と健康福祉部が別々な対応をとるのではなく、一緒になった対応が望ましいと考えるが、知事の所感を伺う。

(答) 知事
教育委員会と健康福祉部の問題ですけども、県庁内でよく議論をするように、私からも伝えておきたいというふうに思います。以上であります。

高見議員（無党派）

(問) 地震対策について

学校の吊り天井の落下対策が早急になされる必要があると考えるが、所見を伺う。

(問) 不妊治療を受けやすい社会づくりについて

「卵子の老化」や男性不妊など、不妊にかかわる知識を性教育の中で教えることが大切だと考えるが、所見を伺う。

(答) 教育長

2点のご質問にお答えをいたします。

まず、学校の吊り天井の落下防止対策の取組についてであります。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所となるなど重要な役割を担っており、文部科学省は、吊り天井の落下防止対策は重要な喫緊の課題として、必要な対策を計画的に実施するよう求めています。これを受けて県立学校においては、平成27年度までに屋内運動場の吊り天井の撤去を完了いたしました。

一方、県内の市町村立学校の屋内運動場等では、吊り天井を有する棟合計32棟ございますが、このうち既に対策済みが11棟、平成29年度対策予定が10棟であります。

残る11棟につきましては、建物の改築工事に合わせて実施するものが2棟、学校の統廃合計画が絡むものが1棟、そして、中期財政計画等による計画的実施を図るものが8棟。このように聞いております。

市町村からはこのような計画を聞いておりますが、県としては、可能な限り早期に所要の対策が完了するよう市町村の積極的な対応を期待しているところであります。今後とも必要に応じて助言を行ってまいります。

次に、「不妊に関わる知識」を学校における性に関する教育の中で扱うことについてお答えします。

保健の学習で扱う性に関する教育の内容は、学習指導要領で定められております。そのうち、「妊娠・出産」に関わる内容としては、中学校段階では「生殖にかかわる機能の成熟」、高等学校段階では、「思春期と健康」、「結婚生活と健康」があります。

特に、高等学校で指導する「結婚生活と健康」では、「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題」や、「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響」を理解できるようにしています。

その中で、「男女それぞれの生殖に関わる機能についても、必要に応じて関連づけて扱うこと」とされており、近年、教科書や文部科学省が作成する副教材の中にも、不妊に関わる内容が記載される例が出てきております。

こうした近年の動向を踏まえ、各学校では、学習指導要領に基づき、具体的な年間指導計画を立案して授業を行っております。

若い人たちが「不妊に関わる知識」について知る機会や、ライフプランを描く中で、その認識を深めていくことは大切であり、中学校・高等学校段階での教育に加え、社会教育や行政による啓発などを通じて、社会全体の理解を促進していくことが大切であると、このように考えております。以上であります。

一般質問

平成二十九年六月二十六日（月）

森山議員（自民）

（問）東京五輪に向けた選手育成について
ジュニア期におけるアスリートの競技力向上について、本県での支援状況を伺う。

（答）教育長

中学生・高校生アスリートの競技力向上のための支援についてのご質問にお答えをいたします。

島根県では、中学生・高校生の競技力向上を図るために次の3つの事業を実施しております。

一つは、中学生指定競技強化事業、二つ目が、高等学校重点校指定事業、そして三つ目が、オリンピック選手育成支援事業であります。

中学生指定競技強化事業は、全国大会等での成績をもとに中学校体育連盟の各専門部から推薦された生徒個人を指定して支援を行っております。

これは、中学校では校区の関係から特定の種目を学校単位で指定して

強化することが難しいことに加えて、学校外における社会体育等を通じて、優秀な選手の育成が図られているという実態にも着目して、個人への支援が効果的と考えているものであります。

指定された生徒は、それぞれの競技において島根選抜のメンバーとして活躍しております。

一方、高等学校重点校指定事業は、全国大会や中国大会等で優れた成績をあげた部活動を、学校単位に重点校として指定し、チームとして競技力の向上を図っております。

中学校で活躍した生徒たちが、スポーツ特別選抜入試制度を活用し、重点校へ入学して、更に力量を高めている例がございます。

また、全国トップレベルの水準に達しているアスリートに対しては、オリンピック選手育成支援事業により支援を行っており、具体的には、例えば、女子ラグビーやテニス、水泳飛込などの競技で、チームや選手の育成を図っております。

具体的な支援の内容といたしましては、強豪チームや強豪選手との対戦を経験することで、チームや個人のレベルアップを図ることを目的といたしまして、指導者も含めた県外遠征費用や、県内への招聘費用を助成しております。以上でございます。

白石議員（民主県民）

（問）学校図書館活用教育の推進について

県立図書館への司書教諭配置に以下の三点を期待して所見を伺う。

・配置された司書教諭の十分な活動の場を確保し、県全体のレベルアップに取り組むこと。

・今回配置された司書教諭と教育指導課に以前から配置されている学校図書館担当との連携と分担によって小中学校の現場指導に取り組むこと。

・市町村教育委員会や校長に図書館活用教育についての理解を進め学

校図書館活用教育のシステムを作ること。

(問) 準要保護児童生徒就学援助費支給時期について

全市町村が3月支給となるよう、また、3月にできない場合でも保護者に対して就学援助制度や入学準備金の支給時期などの周知を徹底するよう県内市町村教育委員会へ働きかけてほしいが、所見を伺う。

学校生活を送るために必要なものは県内どこでも支給されるよう市町村に働きかけていただきたいが、所見を伺う。

(答) 教育長

3点のご質問にお答えをいたします。

まず、学校図書館活用教育に関し、県立図書館への司書教諭の配置についてであります。

議員からご指摘がございましたのは、次の3点でありました。

このたびの司書教諭の配置を契機として、県全体のレベルアップに取り組むこと。

今回配置された司書教諭と、教育指導課に以前から配置されている学校図書館担当との連携によって、小中学校の現場指導に取り組むこと。

そして、市町村教育委員会や校長の理解を進め、学校図書館活用教育のシステム化を図ることでありました。

学校図書館活用教育は、言語活動の充実に資するものでありまして、知的活動すなわち論理や思考、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となる言語に関する能力を伸ばしていくものであります。

さらに、情報活用能力、問題発見・解決能力など、学習の基盤となる資質・能力を学校図書館を核として、教科横断的な取組によって育成するものであります。

また、学校図書館活用教育は、これからの社会の中で生き抜いていく力、すなわち、「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力」を育成するための効果的な教育の方法論であると考えております。

島根県は、「子ども読書県しまね」を標榜し、次の2つの目的意識を

持つて、平成21年度から学校司書の配置を促進してまいりました。

一つは、児童生徒の読書活動の充実を図ること。そして二つ目は、先に述べました学力観に立った新しい教育の方法論を全国に先駆けて導入するため、司書教諭と学校司書との連携による学校図書館活用教育に取り組むことであります。

そして、県立図書館は、配置された学校司書に対しまして、選書、レファレンス、館内ディスプレイなどに関する研修を継続的に開催するなど、学校図書館を運営する上での実務的な支援を行ってまいりました。

これまでの取組により、学校図書館の貸し出し冊数が大きく伸びるなど、児童生徒の読書活動は格段に進んだと教育現場から聞いております。

一方、新しい教育の方法論を全国に先駆けて導入するという学校図書館活用教育の面では、市町村教育委員会や校長をはじめ現場の教員の方々に、その概念や具体的な授業イメージを理解してもらったためのモデル校指定事業を行ってまいりましたが、この点については、いまだ道半ばにあり、学校現場への更なる浸透を図る必要があると考えております。

今回、県立図書館と教育指導課に司書教諭を新たに兼務配置をいたしました。これは、これまで教育現場で得られた知見と経験を振り返り、再整理するとともに、学校図書館活用教育の理念や目的意識、また効果的に実施するための具体的な授業イメージなどを今一度県内の学校に広めていき、学校図書館活用教育の本来の目的を達成しようという、いわば「背水の陣」の考えもあって、配置したものであります。

この配置をきっかけに、教育指導課と県立図書館が中心となり、教育センター、教育事務所なども連携し、学校図書館活用教育に関する研修の充実、モデル校指定事業の活性化などを通して、市町村や学校の理解を深め、議員ご指摘の3点をしっかりと実現していきたいと考えております。

次に、就学援助制度に関する市町村への働きかけについて、2点の御質問に一括してお答えをいたします。

まず、準要保護児童生徒への新入学学用品費等の支給時期を早めるこ

とにつきまして、これは保護者の負担を軽減することにつながると考えられます。一方、実施主体である市町村は、まず入学前説明会で就学援助制度を周知し、申請を遺漏なく受け付け、所要の認定事務を処理して支給を実施するという、一連の事務手続きを正確に行う責任があります。新入学学用品費等の支給時期の問題につきましては、昨年度に引き続き、今年度も市町村教育長会議の議題で取り上げ、各市町村の状況を情報共有し、さらに、3月支給を行った市町の事例や、検討を行っている市町村の状況などを意見交換してもらいました。

その中で、入学前の3月に支給を受けて4月以降に転出してしまふことによる返還などが生じることが課題であるとの意見もありました。

市町村にとりまして、正確な事務手続きを行いつつ支給時期を早めることは、なかなか容易なことではないという実態もございますが、新たに3月支給を検討してみたいという市町村も出てきております。

次に、就学援助制度についての保護者への周知につきまして、現在、市町村のホームページや広報誌での周知に加え、各小中学校では、入学前説明会などの機会を利用して保護者に直接説明しているところであり、一方、真に援助が必要となるご家庭に、制度の詳細や申請の手続き、支給時期などについて正しく理解していただくためには、直接対面形式で資料説明を聞いていただけるような、そのような機会を新たに設けるなどして、これまで以上に詳しく丁寧に説明していくことが大切であると考えます。

また、支給品目が拡大されることは、一人当たりの援助額も増えることとなりますので、保護者の負担も軽減されることとなります。

県内の状況は、体育実技用具費やクラブ活動費等を支給しているのは、一部の市町村にとどまっておりますが、県内全体での支給対象品目は、近年で推移を見てみますと、平成23年度、延べ145品目であったものが、平成28年度は延べ172品目に増えており、市町村のご努力によって拡大しつつございます。

そもそも、この就学援助制度は、平成16年度までは、要保護・準要保護のいずれも、国の補助事業でありました。

このうち要保護分については平成17年度以降も二分の一が国庫補助となっており、残りの市町村負担についても所要額が普通交付税で措置されております。

一方、準要保護分については、平成17年度から国庫補助が廃止され、市町村が単独事業として実施することになりました。

その財源は、普通交付税の「単位費用」に算入されておりますが、実際の支出額に関わらず、機械的に計算される仕組みになっております。

このため、平成27年度で見ますと、県全体での準要保護の就学援助の支出の実績額が、交付税措置額の2.5倍程度になっております。

このように多額の一般財源を持ち出してまで、県内市町村は、就学援助制度を積極的に運用しようとする努力しておられます。県としては、今後、情報提供などを通じて、市町村の適切なご判断を促していくこととしたいと考えております。以上であります。

遠藤議員（公明）

（問）移住・定住外国人について

公立高校の入試特別措置の滞在年数、試験問題へのルビぶりなど見直しが必要と考えるが、所見を伺う。

（答）教育長

日本語指導が必要な生徒に対する高校入試の特別措置についてのご質問にお答えをいたします。

高校入試における特別措置については、受検生及び中学校からの申請に基づき、受検先となる高校と教育委員会とで協議して対応することとしております。

議員ご指摘のとおり、日本語指導が必要な生徒が増えてきている実態を踏まえ、高校入試における特別措置のあり方については、中学校や高校の校長先生方と意見交換をしながら、その内容の見直しについて検討

しております。

具体的には、まず特別措置の対象者について、これまでは入国後3年以内の生徒を対象としておりましたが、教科の学習に必要なレベルの言語能力を習得するには、少なくとも5年は必要であるという学術的知見などを踏まえ、この「3年以内」を延長する方向で検討しております。

また、特別措置において具体的に配慮する内容について、議員から例えば試験問題へのルビ振りというようなご提案もございましたが、入試問題での配慮は、高校入学後の教育活動全般での配慮が引き続き可能かどうかという観点から、高校側の対応の可能性を個別に検討する必要があります。

例えば、これまでの特別措置の具体例として、視覚障がいのある受検生に対し拡大文字による入試問題を提供した例がありますが、この場合には入学後も高校側ですべての教材を拡大文字にして提供するという配慮を継続いたしました。

入試問題のルビ振りなどにつきましても同様の観点、すなわち入学後に同じ対応を継続できるかどうかという観点から、高校と教育委員会との間で十分協議し、その受検生にとつてどのような学びの場がふさわしいのか、全日制だけでなく定時制・通信制も含めて幅広い可能性の中から適切に判断することが大切であると、このように考えております。以上でございます。

一問一答質問

平成二十九年六月二十七日（火）

大國議員（共産）

（問）全国学力テストに向けた学校での事前対策について

国の通知に反する「事前対策」の実施について、県教委の対応及び調

査の結果を伺う。

全国学力テストの事前対策について、問題の根本的な原因はどこにあると考えているか伺う。

（答）教育長

まず、この間の経緯をかいつまんでご説明いたします。

県内の一部の小中学校で、いわゆる「直前対策」と受け止められかねない対応がありましたのは、昨年、平成28年4月19日の全国学力・学習状況調査の直前の時期となる4月でありました。

その後、文部科学省から、4月28日付けで、全国調査に係る適切な取組について要請する通知が出されました。

これは、「4月前後になると、例えば、調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分実施できないなどといった声が一部から寄せられている状況が生じている」という、全国的な状況を踏まえ、今一度原点に立ち返って、調査本来の趣旨・目的に沿って実施するよう求めるものでありました。

これを受け、島根県教育委員会は、5月12日付けの通知文書で、市町村教育委員会を通じて小中学校に注意喚起を行ったところであります。その後、昨年11月定例会での尾村議員の一問一答質問におけるご指摘を受け、いわゆる「直前対策」の実態を確認したい旨の答弁を行いました。また、2月定例会での尾村議員の一問一答質問に対して、その調査結果について答弁するとともに、「今後適切な対応を現場に促していくうえで原因の把握は必要だと思っており、その趣旨に基づき、実態の把握に引き続き努めたい」旨を答弁いたしました。

そして、3月23日付けで「今、学校にご理解いただきたいこと」という文書を、市町村教育委員会を通じて小中学校に示し、その中で、全国調査の本来の趣旨・目的を再確認してもらうとともに、「新年度が始まって学級づくりや各教科のスタートを切る4月の大切な時期に、あえて授業時間を使って過去の調査問題に取り組ませるようなことは、学校教育の本来の姿とは言えず、むしろ全国調査の実施後に、調査問題や調

査結果を正しく分析して地道に取り組むことが、適切な活用の仕方ではないか」との県教育委員会の考え方を伝えたとあります。

平成29年度の全国調査は、今年4月18日に実施され、その直後にあたります4月27日に市町村教育長会議を開催して、この問題についても集中的に意見交換を行いました。

そして、次の二点について、県教育委員会と市町村教育委員会との間で共通認識を持つに至ったところであります。

一点目は、全国調査の本来の趣旨・目的に反するような、数値データの上昇のみを狙っていると受け止められかねないような対応は行わない。二点目は、全国調査で出題される問題は、子どもの力を把握する上で優れた問題であり、過去に出題された問題を、平素の授業改善や個別指導の素材として活用することは推奨される。しかしながら、いわゆる「直前対策」というような誤解を受けることのないよう、各学校の年間指導計画にきちんと位置づけて活用する必要がある。

市町村教育長会議においては、この二点が共通認識となったところであります。そして出席者からは、それを前提にすれば、いわゆる「直前対策」についての更なる調査を継続する必要があるのではないか、との発言があり、この会議では、異議なしとして了承されました。

以上が、この間の経緯であります。

(問) これ以上の調査は必要ないと判断されているが、57校のうちのいくつかの実態をつかんでいるのか、なぜ把握されなかったのかを伺う。

(答) 教育長

二月定例会で尾村議員の二問一答質問にお答えした時点では、すでに今年4月の全国調査が迫っておりまして、したがって、まず今年の全国調査を適切に行う、ということを優先をさせ、そのためには、県内の小中学校の学校現場に、そもそも全国調査が何のために行われているのかという本来の趣旨・目的を徹底することを急ぐ必要がある、このような考えから3月23日の文書を発出したところであります。

そして、その趣旨については、事務担当者のレベルでも県の教育委員会と市町村の教育委員会との間の、共通認識を図る努力を図ってまいりました。その結果として、今年の4月18日の全国調査は、適切に行われたのではないかと思っております。

その後の市町村教育長会議で、共通認識に至ったということでございますので、前後関係から、まず今年度の調査の適切な実施を急いだというところでございます。

(問) 57校が直前対策をしていたということで、1校でもどういことが行われていたのかということをつかまれているのか伺う。

(答) 教育長

平成28年の4月、その直前の4月に、どのような背景の中で、そのような、いわゆる「直前対策」と受け止められかねないことが行われたのか、その背景や要因については、様々なレベルで、現場との意見交換をしながら、把握には努めてきております。私としてどのような背景の中で、昨年このようなことが起こったのかということについては、一定の所感をもっております。

(問) 57校の中で、一つでも、どういうことが行われていたのかというところをつかんでいるのか、いないのかを伺う。

(答) 教育長

先ほどお答えしましたように、今年度の全国調査を適切に実施するということを急いだために、昨年の57校についての詳細な実態は、この間、直接的な方法での把握はいたしておりません。

(問) 教育委員会に伺った時に、この問題を受けて文部科学省の学力テストの担当者から、松江市内に調査に入った時、県の担当者も同行したと聞いている。その時に一つの事例でもつかんでいないのか伺う。

(答) 教育長

議員の、ただ今ご指摘いただいた事例と、私が聞いております事例が全く同じかどうか、ちょっと確信がございませんが、県の教育委員会の担当者が松江市教委とともに県内の学校を調査した段階では、どのような経緯の中でどのような過去問題の出題をしたのかと、その経緯を確認をしたというふうに聞いております。

(問) 過去問題を解くことはテスト対策と言われても仕方がないと思われる。直前に過去問題を使っても、活用の仕方によっては、問題はないと判断されるものもあったと聞くがいかがなものか伺う。

(答) 教育長

具体的に4月に過去の全国学力調査の問題を授業の中で活用した、その外形的な基準に照らして判断をいたしますと、答弁いたしましたように、57校、昨年の4月に57校で全国調査の直前に授業の中で取り扱っておりますが、その中には、年間指導計画の中に位置付けて、計画的に子どもの力を伸ばすための手段として行った学校もあり、一方で、そのような計画的なものとはみなしがたい、突然のような形のものもあったと、このように報告を受けております。

(問) 日常的、計画的に過去問題を使うことがよしであれば、年間を通じてテスト対策してもよいことになる。直前ではダメで日常的、計画的であればよいということは矛盾していないか伺う。

(答) 教育長

今回のいわゆる「直前対策」というようなことが、県内の一部の小中学校で、昨年見られたわけでありませうけれど、今回のことが、なぜ問題なのか、あるいは、そのような問題がどういう要因の中で起こってきたのか、この点について、私は大きく2つの要因があるのではないかとい

うふうに見ております。

一つは、全国調査の本来の趣旨・目的が、当時の学校現場に十分理解されていなかった面があるのではないかとこの点であります。

本来の趣旨・目的とは、決して学校ごとの平均正答率を競うようなことを煽るために行っているものではなく、調査結果の正しい分析に基づき、学校全体で組織的に授業改善や個別指導に生かしていくことである。

全国調査の毎年度の繰り返しの中で、その本来の趣旨・目的の理解が薄れていった面があるのではないかと、これが一点目であります。

そして、二つ目の要因として、これがより重要であると、私自身は認識しておりますが、当時の学校現場に、学力観そのものに関する基本認識について、課題があったのではないかと、このように見ております。

角議員の一般質問への答弁でも触れましたが、平成18年の教育基本法改正に併せて一部改正された学校教育法において、学力の重要な要素は、基礎的・基本的な知識・技能、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、そして、主体的に学習に取り組む態度という「学力の3要素」が法律上定義されております。

それから10年が経過し、現行の学習指導要領も「学力の3要素」を踏まえたものとなっておりますが、いまだに知識・技能の習得のみに重きを置いた、狭い学力観に捕われているかのような感覚、そして、あたかも競争の中に置かれているかのような、煽られ感が一部の学校現場にあったのではないかと考えられます。

全国学力・学習状況調査は、子どもの力を把握する上で優れた問題ではあります。主として「知識・技能の習得状況とその活用力」を測定するものであり、「思考力・判断力・表現力等」については、現時点でその測定方法が確立されているとは言えません。

一方、新たな学力観に基づき、「学力の3要素」を正しく評価する測定方法の具体化に向けて、国を挙げて、様々な努力が続けられております。そうした大きな動きの中で、現在の中学三年生以下の子どもたちは、新たな測定方法を取り入れた大学入試を受けることになります。

そのような状況の中で、全国調査で測定できる力は学力の一部である、あるいは学力の一部ではない、という理解が、学校現場において共通認識になっていなかったのではないかと。そうであるとすれば、残念なことだというふうに私は認識しております。

このため、今年の4月以降に開催しました市町村教育長会議や、小中学校の校長を対象とした教育施策説明会においては、全国調査の趣旨・目的に加えまして、学力観についての基本認識の共有を図るため、県教育委員会の考え方を丁寧の説明したところであります。

そのような対応を通じて、今後、現場の適切な対応を、さらに促してまいりたいと、これが私の考え方であります。

先ほどの答弁と重複する面もありますが、学校教育法が改正され、「学力の3要素」が、法律上すでに定義されているわけでありまして。それから10年が経過し、現行の学習指導要領もその「学力の3要素」を踏まえたものとなっております。にもかかわらず、いまだに知識・技能の習得のみに重きを置いた、狭い学力観に捕われているかのような感覚、そして、あたかも競争の中に置かれているかのような、煽られ感が一部の学校現場にある。このことが今回の問題の最も重要な論点であろうと思います。

全国学力・学習状況調査で測定できる力というのは「学力の3要素」の一部であります。あるいは一部にすぎません。その一部だということ、を正しく理解をした上で、この全国学力調査の結果を授業改善や個別指導に生かしていく、このようなバランスの取れた認識というものが必要であろうと思います。そして、そのバランスは煽られ感の中で偏ってしまったりリスクがありますので、県教育委員会としてはそのような煽られ感が現場から払拭されるように精一杯努力していきたいと考えております。

一問一答質問

平成二十九年六月二十八日（水）

岩田議員（民主県民）

（問）萩・石見空港の路線維持と石見振興について
益田市が取り組んでいる「ライフキャリア教育」の取組みとの連携をどのように考えているのか伺う。

（答）教育長

益田市ではキャリア教育をさらに発展させた「ライフキャリア教育」を進めておられます。「自分の人生を能動的に生きていくことができる力を育む教育」、このように定義をされまして、地域での体験の場づくりや子どもたちが地域課題に取り組むことなどを通して、未来の益田の担い手を育成することを目指しておられます。そして小学校、中学校、高校、特別支援学校すべての校種を通じてこのような理念のもとで子どもを育てたいと、このように聞いております。

これまで、県立高校では、生徒の課題解決能力の育成や地域への貢献意欲の育成に取り組んでおり、例えば、益田翔陽高校では、生物環境工学科の生徒たちが、石見地域の振興に向けまして、石見空港を利用するお客様に綺麗な花を見ていただきたいという思いから、空港の待合室にプランタを設置し、定期的に入れ替えを行っております。また、スーパー・サイエンス・ハイスクールに指定されております益田高校では、一年生全員が地域研究に取り組んでおり、その多くが産業振興や観光による地域活性化と関連付けた研究に取り組んでおります。

益田市の小中学校におきまして、地域の課題解決に向けた活動、さらには地域貢献活動を行っておられます。例えば、豊川地区では、地域の中学生が高校生と週1回集まり、地域の方とも意見交換しながら、豊川小学校内に設けられた交流スペースの改修について話し合ったり、地

区の運動会や祭りを手伝ったりしておられます。小学校においても、総合的な学習の時間において、地域の高齢者福祉施設での活動や、益田市にゆかりのある雪舟をテーマにした観光PRに取り組んでおられます。

こうした、未来の地域の担い手を育成しようという大きな方向性は、私もめざします。「教育の魅力化」となるものであり、益田市の「ライフキャリア教育」の推進に向けて、県教育委員会としても積極的に応援していきたいと考えております。これが基本的な立場です。その中で、益田市の「ライフキャリア教育」の観点で石見空港の活性化に資するような取組をご検討になるということでありましたら、そういった趣旨も含めて、より積極的に対応していきたいと考えております。

小沢議員（自民）

（問）水産業について

学校給食現場での魚食普及の取組みについて伺う。

（答）教育長

県教育委員会では、市町村とともに「ふるさと給食」という考え方のもとで、和食普及や地産地消の推進に取り組んでおります。多くの地域では、市町村の教育委員会と産業部等が連携し、学校給食での地元産、県内産の魚の活用が推進されております。

例えば、隠岐の島町では、地元産の魚を使った献立を提供するとともに、地元産の魚を紹介するリーフレットを作り、子供たちや保護者の関心を高めようとしております。また、浜田市内には、生産者と連携し、学校・家庭・地域のつながりの中で魚にテーマを絞った食育を進めている学校もございます。

県教育委員会が開きます学校給食関係者を対象とした研修におきましても、近年は農林水産部との連携を深めておりまして、参加者は、学校と地域が一体となって魚食を推進している取組や体制づくりを情報交換

し、実践に生かしておられます。

今後とも、魚食に積極的に取り組んでいる学校や地域の成果を県内に普及し、魚食の取組を促してまいります。

浅野議員（自民）

（問）教育力向上対策について

人口減少県の鳥取県、高知県、長崎県は理数科の設置が減少したと聞いたが、その設置状況について伺う。

松江北、松江南高校の理数科の定員割れの現状と今後の対策について伺う。

広島県、岡山県、山口県、鳥取県の県立及び私立の中高一貫校の開設状況と難関大学への合格者の実績を伺う。また、島根県でも県立中高一貫校設置の考えがあるか伺う。

土曜日が休日となつてから、学力が低下しているのではないかと。難関大学への入学者数の現状を伺う。

将来の学力向上のため、英数の習熟度別授業のモデル校に教員を増加し、3年実施してみたいと願うが、所見を伺う。

専門高校において、課題研究を充実するため、生徒に研究プロジェクトを提案するアドバイザー制度などを導入していただきたいが、所見を伺う。

（答）教育長

まず鳥取県は鳥取東高校と八頭高校に理数科がありましたが、現在は鳥取東高校のみとなっております。高知県についても2校に設置されておりましたが、現在は1校のみであります。長崎県は5校に設置されておりましたが、現時点では4校となっております。

3県合わせますと、もともと9校であったものが、6校になっておりまして、減少した3校ではいずれも普通科に改編をされております。

平成29年度高等学校入学者選抜における、松江北高校、松江南高校の理数科、いずれも入学定員は40名でありましたが、合格者数は、松江北高校が28人、松江南高校が19人でありました。

高等学校の入学者選抜については、平成29年度入試から大きく制度を変更いたしました。一般選抜の出願について、第2志望校制度を廃止をし、第1志望校のみの出願といたしました。また、松江北高校、松江南高校、松江東高校の3校の普通科について、通学区外からの合格者数を、従前募集定員の5%以内としておりましたものを20%以内に拡大をいたしました。

このように、入学者選抜制度を大きく変更したことによりまして、受検生がこれまで以上に熟慮した上で受検校を決定したという、このようなことは聞いておりますが、一方で初めての入試制度ということもあり、どうしても学校選択が慎重になりがちであり、受検生側のいわゆる様子見の中で起こった現象ではないかと見ております。

受検生や中学校側にこの入試制度がよく理解され、定着するまでには数年かかると思っております。今後、この入試制度の理解が進むにつれて、定員割れの状況はおのずと解消していくのではないかと見ております。

議員から今お話のありました中高一貫校には、二つの形態がございます。学校そのものを一つにする、器を一つとして、6年間を通じて学級数を変えないようにする、そのようなものを「中等教育学校」と位置づけております。一方、6年間で教育課程を編成しますが、中学から高校へ進む段階、高校からは学級数が増え、他の中学からの入学もできるようにする、これは器が二つあって、それを併設することによってカリキュラムを調整するようなやり方です。そのようなものを「併設型中高一貫校」と呼んでおります。中等教育学校と併設型中高一貫校がございます。島根以外の中国4県の状況を申し上げますと、県立の中高一貫校は、中等教育学校が2校、併設型が5校、合計7校であります。また、

私立学校では、中等教育学校が1校、併設型が23校で合計24校設置されております。このように、中高一貫校は、私立学校の特色の一つとして、全国的にも拡大傾向がみられます。

また、先ほど申し上げました学校数を県別の内訳として申し上げますと、県立の一貫校は、鳥取は0、岡山県が4校、広島県が1校、山口県が2校であります。私立は鳥取県が3校、岡山県が9校、広島県が5校、山口県が7校であります。

そして、難関大学入学状況についてのお尋ねがございました。取り急ぎ各学校のHPによって調査いたしましたところ、次のような状況でありました。まず、何をもって難関大学とみなすかということでございますが、これは大手予備校などが「難関国立大学」と定義しております10校、これは旧帝大の7校に国立3校を加えたものでありまして一般的には「難関10大学」と呼ばれておりますが、この「難関10大学」への入学状況を見ますと、県立の中高一貫校においては、7校中判明いたしました6校の合計で今年度124名、これは平均20名程度であります。また、私立の場合は、24校中判明した12校の合計で92名、平均で8名程度になります。

次に本県での設置についてお答えを申し上げます。本県ではこれまで、市町村が義務教育を担い、高校と特別支援学校は県が担うという地方教育行政の大原則のもとで、県と市町村とが分担・連携しながら学校教育を進めてまいりました。

昨年来、県議会において議論を深めていただきました「教育の魅力化」についても、この大原則のもとで、小学校・中学校・高校・特別支援学校という「校種の壁」を越えた、一体的・系統的な教育活動を推進しようとするものであります。

このような方向性が島根らしい教育の魅力を高め、ひいては、中山間地域・離島における移住・定住対策や教育条件の確保につながるものであり、こうした考え方が、地方創生の柱の一つとして位置付けられたものと認識しております。

その中で、県内の特定の地域のみを念頭に、しかも難関大学合格とい

う目的意識のために、わざわざ県立の中学校を設置して、6年間の中高一貫教育を行うという考え方は、総合戦略や中山間地域活性化計画の策定過程で議論されてきた基本理念とは、相容れない方向性であり、率直に申し上げて、私自身は違和感を覚えます。

学校で土曜日が休日となりましたのは、平成14年度からであります。その平成14年度末と直近の28年度末の大学進学状況で見えますと、先ほど述べましたいわゆる「難関10大学」の合格者数、これが卒業生数全体に占める比率で見たいと思いますが、平成14年度末が比率で言うて約2.1%、これに対して平成28年度末は約1.9%になっておりまして、やや減少であります。

さらに10年さかのぼって、平成4年度末の比率をみますと、これは約1.7%とむしろ現状より低かったわけであります。従って、この25年間多少の上下動はありましたが、概ね横ばいで推移してきております。

議員のご質問の中に東京大学・京都大学・大阪大学という点もございましたので、この3大学に限って今の状況を調べてみました。そういたしますと25年前の平成4年度末は0.75%、それが平成14年度末には0.58%に一旦低下し、これが直近の平成28年度末には0.63%と回復しております。

このように、実際に合格者の比率を見てみますと概ね横ばいで推移してきておりますが、議員からご指摘がありましたように、そのような、合格者は減っているのではないかというような見方がよくされます。その原因は、実は卒業生数そのものがこの25年間に急速に減ったという実態があります。具体的に申し上げますと、平成4年度末から平成28年度末にかけて、公立高校の卒業生数は9,143名だったものが4,726名になっております。すなわちこの間に48%卒業生数が減っているわけです。ですから、合格者の比率そのものは横ばいでありましてけれども、母数そのものが約半減しておりますので、そのような状況の中で、実感として合格する人の数が減ったのではないかというような誤解

が生じている、このように考えております。

県立高校において習熟度別の授業展開を図るためには、現状でも県立高校は多忙を極めておりますので、やはり教員を加配するという方法をとるのが現実的だと思っております。

例えば、1学年が6学級規模の学校で、習熟度別授業の効果が表れやすいとされています英語と数学について、3編成の習熟度別授業展開を行おうとする場合には、1年生から3年生までの3学年合計で6名程度の教員加配が必要になります。

議員からはそのような教員加配を3年間継続するモデル校指定事業を行って、成果を検証してはどうかというご提案であつたように思います。通常、モデル事業に着手する際には、その出口のイメージ、すなわち成果の全県展開を意識して行うことが多いわけですが、仮に県立高校全体34校に同様の習熟度別授業展開を導入しようとするれば、100名を大きく超える教員の加配が必要になると見込まれます。

これは県立高校における教職員定数の現行の財源措置に照らしますと、すべて県単定数として一般財源を要することになります。したがって、モデル事業に着手するかどうかというその判断自体が大変大きな決断・覚悟を伴うものになると思っております。軽々に判断できる領域を超える課題でございますので、現時点でこれ以上は申し上げづらいということでございます。

専門高校では、議員からご指摘ございましたように、問題解決の力や創意工夫の力の育成を図るため、生徒全員が課題研究という科目を学んでおり、主に3年生で、一週間当たり3時間から4時間をかけまして、生徒自らが設定した課題を、地域の企業、自治体及び大学などの外部講師の指導・助言を得ながら、研究に取り組んでおります。

このように、生徒たちが主体的に課題を見つけ、他者と協働しながら粘り強く取り組んでおります。この専門高校の課題研究の教育は、今後ますます重要になっていくものと考えております。その中で、さきほど

申し上げました、一週間当たり3時間から4時間という課題研究の教育の量、ポリユームは、すでに専門高校の教育課程の中では上限いっぱいまで拡大してきたところでありまして、今後はむしろ課題研究の質の向上を図っていくことが重要であると考えております。

このため、これまで以上に、地域の先進的な技術に触れたり、優れた外部人材から指導を受ける機会を増やすなど、課題研究の教育効果の向上を図られるように、専門高校の積極的な取組を支援していく必要があります。

ご提案のありましたアドバイザー制度につきましては、関係部署と連携しながら、優れた外部人材の方々の把握に努め、学校に紹介していただけるような仕組づくりを検討してまいります。